

## 意見募集等の結果および対応整理について

### 1 意見募集結果

#### (1) 募集期間

令和4年3月30日(水)から令和4年4月28日(木)までの30日間

#### (2) 周知方法

- ① 報道資料提供
- ② 三重県ホームページへの掲載
- ③ 三重県庁地球温暖化対策課、情報公開・個人情報総合窓口、  
県各地域防災総合事務所環境室および各地域活性化局環境室への配架

#### (3) 募集結果

意見総数 個人 1名(別添)、団体 なし

### 2 関係市町および庁内関係部局への意見照会

#### 意見照会結果

意見総数 市町 1市(別添)

「三重県環境影響評価条例施行規則の見直し」に係る意見募集でいただいた意見とその対応

対応欄の説明

①最終案に反映するもの ②最終案に一部反映するもの ③既に反映しているもの ④最終案への反映は難しいが今後の検討課題や参考とするもの ⑤最終案に反映することが難しいもの ⑥その他(①～⑤に該当しないもの)

番号	意見	対応	意見に対する考え方
1	<p>国の発電出力に従い、県条例では次の六項目（案）について基準を設けてそれ以上では環境影響評価対象にすべきだと思います。</p> <p>① 開発面積について                      工事用道路、設置面積、工事施工面積、資材置き場、現場小屋及びメンテナンス面積、電気設備設置面積から算出できる。（工場や事業場の基準面積は設置場所が異なるので参考にならない）                      開発面積に伴い洪水流対策をして土砂災害を防止しておく必要がある。</p> <p>②自然公園、植生、小動物への影響について                      オープンの空間のため工事完了後、いくらかの修復が可能である。ただし、修復目標を持たせては如何でしょうか。</p> <p>③ 発電機出力について                      原案は7.5千KW。移行後は3.75万KW未満とある。これは国の設置基数の促進策でやや大胆な基準だと思います。県市町村は設置場所の当時者のためきめ細かい基準が必要となる。</p> <p>④ 設置基数について                      小型（50KW未満）、中型（50～1000KW）、大型1000KWに区分して数規制が必要である。設置基数は出力ごとに区分して規制し。この場合逆転しないように抜け穴防止が必要となる。</p> <p>⑤ 騒音減衰距離の確保について                      騒音は比較的低騒音であります。設置付近地が静粛のためその音は人の障害になりやすい。音源の種類には羽根発生騒音、増速装置、タワーへの風の衝突音、電磁発生騒音等を最高回転数の時の合成騒音、周波数を算出して、集落、病院、老人施設等までの距離減衰と余裕を加味して算出する。この場合、季節、夜間、天候等を加味する。ただし、風車から部落までの垂直角度（例：谷底集落）も配慮すべきである。垂直角度が急すぎると航空機騒音に似た音となり防音対策が非常に難しい。</p> <p>⑥空気振動による波及距離の確保について                      空気振動（低周波）は寒い夜間で曇天のときに影響が顕著になりやすい。                      模型や映像シミュレーションやAIの活用も一つの解決策への指針である。</p> <p>⑦ その他                      i) 風車も半世紀前後には耐用年数を迎えます。施工・管理会社（特に、再生エネ業界は存亡が激しい）が倒産した場合の後始末をどうするか考慮しておく必要がある。尾根が環境破壊しないよう環境評価書にその処分方法と概略撤去費用を記載させて責任を持たせておくのも1案と思います。                      ii) 県市町村等が風車発電設備の設置トータルKW目標を持てば乱開発が抑制され、秩序が保たれると思います。                      以上</p>	⑥	<p>・ご指摘の環境影響評価法施行令に伴い、今回、県条例施行規則を改正し、7,500kW以上の風力発電所を追加することとしています。</p> <p>・三重県では10ha以上の宅地その他の用地造成事業について県条例の手続きが必要であると定めており、今回の規則改正案の出力7,500kW未満の風力発電所であっても、簡易な環境影響評価も含め、環境影響評価対象となります。</p> <p>・なお、ご意見のうち技術的な事項については、今回の規則改正において、規模要件以外の個別具体的な基準を定めることは困難ですが、今後の個別事業の審査における参考とさせていただきます。</p>